

厚岸町規則第22号

厚岸町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

厚岸町長

三浦克宏

厚岸町財務規則の一部を改正する規則

厚岸町財務規則（平成18年厚岸町規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「振り出す」を「振出す」に改め、「小切手の支払」の次に「、当座勘定払戻請求書による払戻し、」を加える。

第81条及び第82条中「振り出し」を「振出し、又は指定金融機関指定の当座勘定払戻請求書により町の預金口座から払戻し」に改める。

第86条第1項第1号中「振り出し」を「振出し、又は指定金融機関指定の当座勘定払戻請求書により町の預金口座から払戻し」に改め、同条第2項中「振り出し」を「振出し、又は指定金融機関指定の当座勘定払戻請求書により」に改める。

第87条第1項中「振り出し」を「振出し、又は指定金融機関指定の当座勘定払戻請求書により町の預金口座から払戻し」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。